本号で公布された法令のあらまし

◇検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（政令第六八号）（法務省）

1　審査補助員に支給する日当の額は、出頭又は取調べのための旅行に必要な日数（別に法律で定めるところにより手当を支給する日を除く。）に応じ、一日当たり二、四〇〇円に改めることとした。（第三条第二項関係）

2　宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五年法律第一一四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三〇六号）第九条本文の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に支給される宿泊費に相当する額の範囲内において検察審査会長が定めることとした。（第四条関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六九号）（法務省）

1　被害者参加人の本邦と外国との間の旅行に係る旅費及び日当の額を定めるとともに、被害者参加人に支給する宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五年法律第一〇四号）等の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）に規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に支給される宿泊費に相当する額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とすることとした。（第三条及び第四条関係）

2　この政令の施行の日前に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（警察庁）

1　警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとした。（第八条第三項関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七一号）（警察庁）

1　給付基礎額の基本額を九、七〇〇円に、同基礎額の限度額を一万四、五〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第五条第二項関係）

2　扶養親族たる配偶者に係る給付基礎額の加算額を廃止し、扶養親族たる子に係る同加算額を四三三円に引き上げることとした。（第五条第三項関係）

3　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万五、四九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万二、七〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七二号）（法務省）

1　給付基礎額の基本額を九、七〇〇円に、最高額を一万四、五〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第四条第二項関係）

2　扶養親族である配偶者に係る給付基礎額の加算額を廃止し、扶養親族である子に係る給付基礎額の加算額を四三三円に引き上げることとした。（第四条第三項関係）

3　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万五、四九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万二、七〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

4　令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間は、扶養親族である配偶者に係る給付基礎額の加算額を一〇〇円、扶養親族である子に係る給付基礎額の加算額を三八三円とすることとした。（附則第三条関係）

5　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七三号）（国土交通省）

1　給付基礎額の基本額を九、七〇〇円に、同基礎額の限度額を一万四、五〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　扶養親族たる配偶者に係る給付基礎額の加算額を廃止し、扶養親族たる子に係る同加算額を四三三円に引き上げることとした。（第三条第二項関係）

3　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万五、四九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万二、七〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第七四号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第七五号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第七六号）（金融庁）

1　旅費に関する規定の整備

㈠　参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の種目を、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とし、旅費の額を、旅行のため現に支払った額と基準額を種目ごとに比較し、いずれか少ないほうを合計した額とすることとした。（第一条第一項及び第二項関係）

㈡　参考人又は鑑定人がやむを得ない事情により旅行を中止又は変更したときは、当該旅行のために既に支出した金額のうちその者の損失となる金額等を旅費として請求することができることとした。（第一条第三項関係）

㈢　旅費の各種目の基準額の内容を定めることとした。（第二条関係）